ニ　保証の総額、件数その他の事項
ホ　損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項
ト　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
四　第九条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
五　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
六　第九条第四号又は第五号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
七　第十四条に規定する者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項
イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項
ロ　損害担保取引の対象となつた貸付け等の総額、件数その他の事項
ハ　利子補給の対象となつた貸付けの総額、件数その他の事項
（共通事項）

第二十条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

（改定）

第二十一条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案及び平成二十八年熊本地震による災害に関する事案に関する危機対応業務については、被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害に係る事案に関する危機対応業務については、災害による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

○国土交通省告示第六百二十三号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領を次のように定める。

平成三十年四月二十日　　国土交通大臣　石井　啓一

特定輸入自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領

（目的）

第１条　この要領は、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和54年通商産業省・運輸省令第３号）附則第２項の規定に基づき、特定エネルギー消費機器（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第78条第１項に規定する特定エネルギー消費機器をいう。）である自動車以外の自動車のうち国土交通大臣が告示で定めるものについて、同法第80条第１号イに規定するエネルギー消費効率に相当する数値（10・15モード法（自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号。以下この条において「燃費算定告示」という。）第１条第１号に掲げる方法をいう。第３条において同じ。）、ＪＣ08モード法（燃費算定告示第１条第２号に掲げる方法をいう。第３条において同じ。）、ＷＬＴＣモード法（燃費算定告示第１条第３号に掲げる方法をいう。第３条において同じ。）及び重量車モード法（燃費算定告示第２条に規定する方法をいう。第３条において同じ。）により算定した燃料１リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値に限る。以下「エネルギー消費効率相当値」という。）を算定することにより、エネルギー消費効率相当値に優れた自動車の普及の促進に資することを目的とする。

（エネルギー消費効率相当値を算定することができる自動車）

第２条　自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令附則第２項第２号の国土交通大臣が告示で定める自動車は、輸入自動車製作者等（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とするものをいう。以下同じ。）が国土交通大臣が定めるところにより届け出た自動車とする。

（エネルギー消費効率相当値の算定）

第３条　国土交通大臣は、前条に規定する自動車について、当該自動車に係る同条の届出をする輸入自動車製作者等の申請により、10・15モード法、ＪＣ08モード法、ＷＬＴＣモード法又は重量車モード法のいずれかによりエネルギー消費効率相当値を算定することができる。

（算定の申請）

第４条　前条の申請をしようとする輸入自動車製作者等は、国土交通大臣に対し次に掲げる事項を記載した申請書を、独立行政法人自動車技術総合機構に対しその写しを提出しなければならない。

一　申請者の氏名又は名称及び住所
二　申請に係る自動車の車名及び型式

2　国土交通大臣は、前項に規定するもののほか、前条の算定（以下単に「算定」という。）をするため必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書面の提出を求めることができる。

3　前条の申請は、第２条の届出と同時に行わなければならない。

（算定の基準）

第５条　国土交通大臣は、第３条の申請があった場合において、当該申請をした者が次に掲げる者に該当しないものであると認めるときは、算定を行わなければならない。

一　道路運送車両法（昭和26年法律第185号）若しくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律又はこれらに基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者
二　第８条の規定により算定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者（当該算定を取り消された者が法人である場合においては、当該法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第４号において同じ。）であった者で当該取消しの日から２年を経過しないものを含む。）
三　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前２号又は次号のいずれかに該当するもの
四　法人であって、その役員のうちに前３号のいずれかに該当する者があるもの

（通知）

第６条　国土交通大臣は、第３条の申請について、算定をしなかったときは、理由を付して、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（変更届出）

第７条　第３条の申請をした者は、当該申請に係る第４条第１項第１号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（算定の取消し）

第８条　国土交通大臣は、第４条第１項の申請書又は同条第２項の書面に虚偽の記載があったことが明らかになったときは、当該申請書又は書面に係る算定を取り消すことができる。

（公表）

第９条　国土交通大臣は、前条の規定により算定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

附　則

1　この告示は、平成三十年八月一日から施行する。

2　乗用自動車等のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十八年国土交通省告示第千百七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第２項」の下に「第１号」を加える。